

議会改革検討会議 協議事項

令和7.5.23(金)
午後1時30分
於：第1委員会室

- 1 議員定数について
- (1) 見直し方針について

議員定数検討に向けた協議スケジュール

年 度	月	内 容
令和 6 年度	4 月～3 月	検証作業（外部有識者の活用） 《浜松市議会議員定数のあり方調査会》 ①調査期間 令和 6 年 6 月～7 年 3 月 ②開催実績 5 回（公開協議） ③調査報告 令和 7 年 3 月 1 9 日 ※別添「議員定数のあり方調査会報告書」のとおり
令和 7 年度	<u>5 月</u>	議員定数に係る方針の決定
	2 月	議員定数（各区の定数を含む）の内定
	3 月	議員定数条例の議決
令和 8 年度	4 月～3 月	－ 新たな議員定数を周知する期間 －
令和 9 年度	4 月	市議会議員選挙（新たな議員定数により実施）

※協議スケジュールは、令和 5 年 10 月に公表済

議員定数の見直し方針（会派回答まとめ）

●削減

会派名	方針の理由
自由民主党 浜松	<u>調査会報告書の視点</u> 議会として依頼した調査会の結果を尊重する上で、「1票の較差」の観点も考慮し、削減やむなし。 <u>人口減少の視点</u> 定数46名とした平成23年4月の人口818,841人から現在は約3万人減少しており、将来人口推計も考慮すると削減は妥当性がある。 <u>行政区再編時の視点</u> 行政区再編は、人口減少社会を見越して市政を持続可能なものとするため市議会の合議（令和2年9月28日）で進めたものであり、議会も自らの削減を市民に示すべき。
市民クラブ	・定数削減はするべきと考える。 ・天竜区においては特別委員会での議論の上、中山間地域振興を特命とする副市長を設置し、地域特性を的確に捉え、必要な施策を推進できる体制を整えた。このような経緯から議員数維持には当たらないと考える。 ・区再編に伴い特別委員会での議論の上、協働センター及びふれあいセンターにコミュニティ担当職員を1人増員し、地区コミュニティ協議会を通じて地域の声を形にするサポートを積極的に行う体制を整えた。これにより議員がいなければ声が届かないということにはならないと考える。
公明党	◎天竜区を1減でその理由は ・1票の格差は何ともしがたい。あくまでも人口要件で判断すべき ・二期連続無投票はいただけない。天竜区民の投票権を確保すべき ◎代替措置として ・（仮称）中山間地域特別委員会を設置し、天竜区役所で委員会を開催するなど天竜区民が議会（議員）と触れ合う機会を増やしていく。 ・浜松市議会議員であるがゆえに天竜区選出議員だけではなく、他の議員も天竜区民と交流がはかれる環境をつくり天竜区民を孤立させない。 ※公明党は各所に党員が張り付いているので災害や相談等があればすぐに連絡が入り連携を図ることが出来ている。 ・佐久間町・龍山村・春野町・水窪町の協働センターの職員配置を厚くし、最低でも年に1回は市職員と会う機会を設けるなど配慮する。
創造浜松・国民民主党浜松	1 無投票と民意の反映の問題 過去2回の市議選が連続無投票となっており、選挙を通じた競争や住民の意見表明の機会が失われている状況が続いている。 2 人口減少と一票の格差の是正 現在、天竜区と中央区で一票の格差が2を超えており、10年後には3程度に拡大する見込みである。他選挙区との公平性確保や違憲訴訟リスク回避のため、是正が必要。 3 面積と地域性 ただし、天竜区は面積が広大で、議員1人当たり人口は中央区より少ないが、平成の大合併を経た今、人口のみを基準とする現在の議員定数に関わる一票の較差に関する判例が、現状に見合っているのかには疑義が残る。また、議員の地域偏在を懸念される。

（裏面あり）

	4 地域特性への配慮と仕組み強化 天竜区の特殊な地域性は副市長や担当課配置で対応されているが、定数削減時には特別委員会設置など住民の声を反映する仕組みの強化が必須。 5 実施時期と具体案 天竜区の定数を 1 減とし、10 年間の見直し不要を目指すことを前提とするが、住民理解を得るタイミングが課題である。一票の格差に関わる訴訟リスクなどを鑑み、早急な取り組みが望ましいが、例えば、2027 年市議選前に削減を決定し、2027 年以降から施行することで政治活動の予見性を確保することも考慮する余地がある。
--	---

●現状維持

会派名	方針の理由
日本共産党 浜松市議団	- この間浜松市では行革の名の下で定数を削減し自ら改革を進めてきた。12 市町村合併後 65 人の議員数が政令市移行時は 56 人となり、平成 23 年 5 月には 46 人となっている。類似政令市と比較しても最低の議員数である。 - 二代表制の下で、議員は住民と議会を繋ぐ重要な担い手であると同時に議会は行政を監視する重要なチェック機能を持っているが、これ以上の定数削減がおきれば、その機能が十分果たせなくなる可能性が強い。 - 市民意向調査の中で今後の浜松市議会に期待することとして、市長への活発な政策提言・議会の政策立案機能の充実が挙げられており、その期待に応えるためにも十分に市民の声を聴取できる議員数の確保が求められる。 - 報告書にある天竜区の定数削減について、天竜区の特殊性を十分に踏まえれば、反対意見にあるようにこれ以上の削減がおきれば、本来の議員の果たすべき役割が損なわれることは十分予想される。公職選挙法 15 条 8 項ただし書きの「特別の事情」は客観的な基準が存在せず、天竜区のような状況が該当しない可能性があることを恐れて減員していくことは、市民の政治参加の権利が著しく損なわれるとも言える。 - 議会基本条例（基本理念）第 2 条では「議会は二代表制の下、市民を代表し、市の意思決定を担う議決機関として、市民の意思を市政に反映させるため、公平かつ公正な議論を尽くしその機能を最大限に発揮することにより、真の地方自治の実現を目指すものとする」とあるように、議会基本条例を遵守する立場から議員定数削減に反対し現状維持とする。
浜松市政 向上委員会	- 調査会の報告書 P19「他の政令市に比べると、議員定数、議員報酬等は最低レベルである。現在の定数から削減することは妥当ではなく、現在の定数を維持すべきである」ことから、現状維持を支持する。 - 天竜区について。天竜区の特別な事情を鑑み、区の再編時でも残してきた経緯がある。3 区体制になってまだ日が浅い中で、天竜区の住民の意見や課題を議会が吸い上げて、市政に反映できるシステムや制度が確実に見えていない中での削減は、次回選挙ではすべきではない。
市民サポ ート浜松	- 現状維持の場合、天竜区においては、1 票の較差による選挙が無効になるリスクはあるが、市域の 6 割の面積を有する中山間地域であることや中央区・浜名区とは異なる独自の課題を有するなどの理由から、公職選挙法 15 条 8 項ただし書きにおける特別の事情として考慮し、現状の定数 3 の維持が適当と考える。 - 天竜区の定数変更については、「1 票の較差が最大 3 倍ぐらいまで許容され则认为えられる」とのことであるため、3 倍を超える見込みの時期に検討することが適当と考える。